

農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について

第1 趣旨

本通知は、事業実施主体が行う農山漁村振興交付金のうち別表1に掲げる事業について、当該事業の実施に当たりよるべき実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて事業承認者が行う当該事業の評価（以下「事業評価」という。）の実施方法等について定めたものである。事業評価の実施に当たっては、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び実施要領によるほか、本通知によるものとする。

第2 評価委員会の位置づけ

1 評価委員会の設置

事業承認者は、事業評価に当たって、実施要領に基づき有識者で構成する第三者機関として評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

また、評価委員会を構成する有識者については、評価委員会開催の前年度末までに選定するよう努める。

2 事業承認者による事業評価案の作成と評価委員会への提示

事業承認者は、評価委員会による評価及び検証に供するため、事業実施主体ごとに、評価資料の案（別紙様式第2号）、必要に応じて重点指導通知（別紙様式第3号）及び重点指導結果（別紙様式第4号）の案を作成し、その他の事業実施主体が作成する資料等と併せて評価委員会に提示する。提示資料の一覧を別表2に示す。

3 評価委員会による評価及び検証

評価委員会は、事業承認者による事業評価がより適切なものとなるよう、事業評価の案に基づき、事業の評価及び検証を行う。

このとき、事業承認者は、目標の達成状況が低調である等の事業実施主体に対して重点的な指導その他具体的な助言が得られるよう、評価委員会からの意見の聴取に努める。

なお、評価委員会の開催に当たっては、必要に応じて現地調査を実施するなど評価委員会が実情を踏まえた評価及び検証が可能となるよう努める。また、評価委員会の機動的かつ円滑な開催を図る観点から、テレビ会議システム等の活用を積極的に検討する。

4 事業承認者による指導・助言

事業承認者は、3で聴取した評価委員会の意見を踏まえ、事業実施主体に対して指導・助言を行う。

第3 事業評価の実施方法

事業承認者は、事業実施主体から提出された「事業実施計画」（以下「計画」という。）及び「事業実施評価書」に基づき、以下の1から3までにより取組の実施状況、事業実績及び事業実施体制について、以下の4により総合的評価を行うものとする。

1 取組の実施状況の評価

（1）各取組の実施状況の判定

計画に位置付けられた各取組について、実施予定数に対する事業実施評価書に記載された当該取組の実績（実施数）の割合を実施率として算出し、次の基準により判定する。

(判定基準)

a : 実施率 90%以上

b : 実施率 50%以上 90%未満

c : 実施率 50%未満

なお、以下①又は②に該当する取組の実施状況は、「－」と判定する。

① 自然災害等やむを得ない理由により、当該年度中に全く実施できず、実施要領に基づき計画の変更を行って、次年度以降に行うものとした取組

② 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記4（以下「農泊実施要領」という。）の別表1の事項4及び5の事業において、計画に位置付けられた整備内容が目標年度の前年度までに完了している取組

また、事業実施主体の判断で計画に位置付けられていない取組が行われている場合、評価委員会の意見を聴取し、当該取組が計画に位置付けられた目標の達成に資するものであり、その妥当性が認められたものについては、当該取組を計画に位置付けられたものとみなし、その実施率を上記の基準により判定することとする。

（2）取組の実施状況の評価

（1）の判定結果を基に、次の基準により評価する。

(評価基準)

A : a 判定の取組が半数以上を占め、かつ、c 判定又は「－」判定の取組がない場合

B : A 評価、C 評価及び評価対象外のいずれにも該当しない場合

C : 計画に「主要な取組」として位置づけられた取組に c 判定がある場合

評価対象外 : 「－」判定の取組のみである場合

2 事業実績の評価

（1）各目標の達成状況の判定

計画に位置付けられた各目標について、目標値に対する事業実施評価書に記載された当該目標の実績値の割合を達成率として算出し、次の基準により判定する。

(判定基準)

a : 達成率 90%以上

b : 達成率 50%以上 90%未満

c : 達成率 50%未満

なお、以下の①から③までの目標については「－」と判定する。

① 1の（1）なお書きに該当する取組に係る目標

② 施設整備の設計段階など数値目標が設定されていない場合

③ 農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記1（以下「地域活性化実施要領」という。）の第1の1の（2）のアの事業であって、交付金を交付する期間を2年間とした場合の1年目など数値目標が設定されていない場合

ただし、上記基準にかかわらず、以下①から③までのいずれかに該当する場合には、それぞれの目標について c 判定とする。

① 地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）又は都市農業共生推進等地域支援事業の各目標については、3年続けて達成率 70%未満となった場合

② 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）及び地域資源活用価値創出整備事

業（農泊推進型）の各目標については、2年続けて達成率70%未満となった場合

- ③ 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）及び地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）（以下「農福連携型事業」という。）の雇用及び就労の目標については、3年続けて達成率70%未満となった場合

（2）事業実績の評価

（1）の判定結果を基に、次の基準により評価する。

（評価基準）

A：a判定の目標が半数以上を占め、かつ、c判定又は「－」の目標がない場合

B：A評価、C評価及び評価対象外のいずれにも該当しない場合

C：c判定の目標がある場合

評価対象外：「－」判定の目標のみである場合

ただし、以下①から③までに該当する場合には、上記基準によらない。

- ① 農泊実施要領別表1の事項1、2、4及び5の事業において、農泊実施要領第3の2の（1）のイの（オ）に定められた地域の売上高及び延べ宿泊者数の目標の判定結果がいずれもa判定となった場合はA評価とする。

- ② 農泊実施要領別表1の事項1の（2）の事業において、農泊実施要領第3の2の（1）のイの（カ）に定められた引き上げるコンテンツの料金単価及び地域の売上高の目標の判定結果がいずれもa判定となった場合に限りA評価とする。

- ③ 農福連携型事業（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知）別記5の別表1の事項1及び2の事業）については、c判定が2つ以上又は雇用及び就労の目標がc判定となった場合はC評価とする。

なお、事業内容がユニバーサル農園の開設に係るもののみである場合は、「雇用及び就労」を「当該農園以外で雇用又は就労に至る者の数」と読み替えて評価する。

- ④ 都市農業共生推進等地域支援事業（農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知）別記様式第2号の5の目標を複数設定したものに限る。）については、c判定が1つ、かつ、目標の達成率の平均が50%以上となった場合はB評価とする。

3 事業実施体制の評価

次の基準により評価する。

（評価基準）

A：明確に役割分担されるなど計画どおりに事業実施体制が整備されている場合

B：A評価及びC評価のいずれにも該当しない場合

C：計画どおりに事業実施体制が整備されておらず、かつ、事業実施に重大な支障を来している場合

4 総合的評価

1から3までの評価結果を基に、次の基準により評価する。

（評価基準）

A：A評価が半数以上であり、かつ、C評価がない場合

B：A評価、C評価及び評価対象外のいずれにも該当しない場合

C：1又は2がC評価である場合

評価対象外：1又は2が「評価対象外」である場合

ただし、以下①又は②に該当する場合には、上記基準によらない。

① 農泊実施要領第3の2の(1)のイの(イ)又は(ウ)に定められた事項が行われていない場合はC評価とする。

② 農泊実施要領別表1の事項4又は5の事業において、計画に位置付けられた整備内容が目標年度の前年度までに完了している場合は次の基準により行う。

A：2及び3のいずれもA評価である場合

B：A評価及びC評価のいずれにも該当しない場合

C：2がC評価である場合

第4 重点指導

事業承認者は、総合的評価がC評価となった事業実施主体に対して、別紙様式第3号により重点的な指導・助言を行うこととする。

第5 公表

事業承認者は、別紙様式第5号により、評価対象となる事業実施主体の名称、評価結果、評価委員会の意見等を原則として評価を行った年度の8月末までに公表するものとする。

また、第4の重点指導の結果についても別紙様式第4号により併せて公表するものとする。

附 則

- 1 この通知は令和5年2月9日から施行する。

附 則

- 1 この通知は令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知の改正前に採択された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
ただし、地域活性化対策の農山漁村関わり創出事業のうち農山漁村体験研修の実施並びに情報の発信及び共有の事業実績の評価については、この通知の第3の2の規定及び別紙様式第2号を準用するものとする。

附 則

- 1 この通知は令和6年4月17日から施行する。
- 2 この通知の改正前に採択された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
ただし、以下の①又は②に該当する場合は、上記によらず次のとおりとする。
① 農福連携対策及び農福連携型のうち、事業内容がユニバーサル農園の開設に係るもののみである場合並びに都市農業共生推進等地域支援事業の事業実績の評価については、この通知の第3の2の(2)の規定を準用するものとする。
② 事業実施体制の評価については、この通知の第3の3の規定を準用するものとする。

附 則

- 1 この通知は令和7年5月29日から施行する。
- 2 この通知の改正前に採択された事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表 1 事業評価の対象事業一覧

対策名	事業名		
地域資源活用価値創出対策	地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	活動計画策定事業	
		農山漁村関わり創出事業	農山漁村体験研修の実施
			情報の発信及び共有
			農村プロデューサー養成講座の実施
	地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）	農泊推進事業	
		人材活用事業	
	地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	市町村・中核法人実施型	
		農家民泊経営者等実施型	
	地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）	農福連携支援事業	農福連携の取組
			地域協議会の設立及び体制整備
	地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	—	
都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域支援事業	—	

別表 2 提示資料一覧

資料名	作成主体	様式番号	備考
事業実施主体評価一覧	事業承認者	別紙様式第 1 号	
評価資料	事業承認者	別紙様式第 2 号	
事業実施評価書	事業実施主体	— (実施要領に規定)	
事業実施計画	事業実施主体	— (実施要領に規定)	必要に応じて添付
重点指導通知	事業承認者	別紙様式第 3 号	必要に応じて添付
重点指導結果	事業承認者	別紙様式第 4 号	必要に応じて添付

令和〇〇年度 農山漁村振興交付金(【※1】)
事業実施主体 評価一覧

●【※2】

【令和〇年度採択】

農政局等	都道府県	市町村	事業実施主体名	事業実施段階								総合的評価	取組状況	事業実績		実施体制	評価コメント
				R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8			目標	その他		
〇〇	〇県	〇市	〇〇協議会														

(注1) 「事業実施段階」の凡例： ソフト事業 ○…交付対象年度(計画) ●…交付対象年度(実施済) □…目標年度(計画) ■…目標年度(実施済)
ハード事業 ☆…交付対象年度(計画) ★…交付対象年度(実施済) ◇…目標年度(計画) ◆…目標年度(実施済)
重点指導 ▼…重点指導(通知) △…重点指導(結果報告予定) ▲…重点指導(結果報告済)

(注2) 「総合的評価、取組状況、事業実績、実施体制」の区分:A、B、C、評価対象外 (事業実績の内訳については、a、b、c、ー)

(注3) 【※1】及び【※2】には、別表に記載の内容からそれぞれ該当するものを転記すること。

別紙様式第 1 号（別表）

事業名	
【※ 1】	【※ 2】
地域活性化型	活動計画策定事業
	農山漁村関わり創出事業
農泊推進型	農泊推進事業、人材活用事業、整備事業 （市町村・中核法人実施型）、整備事業 （農家民泊経営者等実施型）
農福連携型	農福連携推進支援事業、整備事業（農福 連携型）
都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域支援事業

(事業期間) R〇～R〇	〇〇〇協議会 (〇〇県〇〇郡〇〇町)	(※2) 事業名を 記入	(全体のポイント) (事業の全体的な内容のポイントを簡潔に記入)	事務局名を 記入
(目標年度) R〇				

総合的評価

事業実施 主体名	事業実施 年度	事業実施段階								総合的評価	取組 状況	事業実績		実施 体制
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8			(※3) 目標	(※4) その他	
〇〇協議会														

評価コメント

【「事業実施段階」の凡例】
・ソフト事業 ○・・・交付対象年度（計画） ●・・・交付対象年度（実施済）
□・・・目標年度（計画） ■・・・目標年度（実施済）
・ハード事業 ☆・・・交付対象年度（計画） ★・・・交付対象年度（実施済）
◇・・・目標年度（計画） ◆・・・目標年度（実施済）
・重点指導 ▼・・・重点指導（通知済） △・・・重点指導（結果報告予定）
▲・・・重点指導（結果報告済）

【総合的評価、「取組状況、事業実績、実施体制」の区分】
A、B、C、評価対象外 （事業実績の内訳については、a、b、c、－）

①取組状況：評価●

(評価理由)

・△△事業

計画					実績		判定 (a, b, cを記入)
番号	取組内容	実施予定数		主要な取組 (○を記入)	実施数	実施率 (%)	
		数量	単位				

②事業実績：評価●

(評価理由)

目標	事業実施 年度	R〇 (現状)	R〇		R〇		R〇			
			目標値	実績値 (達成率) (評価)	目標値	実績値 (達成率) (評価)	目標値	実績値 (達成率) (評価)		
(※3) 目標 (単位：〇〇)				(%) ()			(%) ()			(%) ()
(※4) その他の指標 (単位：〇〇)				(%) ()			(%) ()			(%) ()

〇〇〇協議会
(例) 令和4年度設立予定

事務局

〇〇〇〇〇
(事務処理、会計、企画、プログラム開発・運営)

〇〇〇〇
(農作業指導・補助)

〇〇〇〇
(ネットワークを活かした人材発掘)

〇〇〇〇
(ボランティア団体、ツリーハウスなど森林整備)

〇〇〇〇
(施設整備)

別紙様式第2号（別表）

事業名			※3（事業実績の表中の記載） 数値目標	※4（事業実績の表中の記載） 評価指標
※1	※2			
地域活性化型	活動計画策定事業		・都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等） ・都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等） ・農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等）	・目標の実現状況等を評価するための指標
	農山漁村 関わり 創出 事業	農山漁村 体験研修の実施	・研修生が農山漁村での地域活動へ関心を持つことに係る定量的な目標 ・就職氷河期世代の研修生に係る数値目標	・農村体験研修を受けた人数 ・研修の受入地域数
		情報の発信及び共有	・多様な人材に農山漁村を新たな活躍の場として認知してもらえた割合等に関する定量的な目標	・情報発信の効果に係る評価指標として、事業全体の効果を測る定量的な指標
		農村プロデューサー 養成講座の実施	・入門コースの受講人数（全ての回の延べ受講人数）について定量的な目標 ・翌年度中に農山漁村の課題解決に向けた取組を行った実践コース研修生の割合	・講座開催の周知回数等 ・ネットワークを活用し、地域づくりの事例に関する情報発信や有識者との相談会開催の回数等
農泊推進型	農泊推進事業		・売上高[万円] ・延べ宿泊者数[人泊]	・食事メニュー数 ・体験プログラム数
	人材活用事業		・料金単価 [円] ※ ※農泊地域経営強化タイプのみ	
	市町村・中核法人実施型		・売上高[万円] ・延べ宿泊者数[人泊]	
	農家民泊経営者等実施型			
農福連携型	農福連携 支援事業	地域協議 会の設立及 び体制整備	・農福連携の新規取組主体数[主体]	・交流人口[人] ・その他実現しようとする数値目標
		農福連携の 取組	・障害者等の雇用及び就労者数[人] ・当該農園以外での障害者等の雇用者又は就労数[人]※ ※事業内容が「ユニバーサル農園の開設及び運営のみ」である場合	・売上高[円] ・交流人口[人] ・その他実現しようとする数値目標
	整備事業			
都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域 支援事業		・各事業実施主体が設定した目標及び評価指標	

●●●第●●号
年 月 日

事業実施主体名
代表者名

殿

事業承認者

【 ※1 】 の事業の改善について

貴団体における【 ※1 】 の取組について、低調であることから、【 ※2 】 の規定に基づき下記のとおり通知するので、目標達成に向けて改善を図られたい。

(注) 【※1】～【※2】には、別表に記載の内容からそれぞれ該当するものを転記すること。

記

1. 事業名(事業採択年度)
2. 評価委員会での評価コメント
3. 目標達成に向けた指導・助言等

※1	採択年度	※2	備考
事業実施年度及び交付金 名及び事業名		実施要領名及び根拠項目番号	
令和7年度地域活性化型	令和7年度	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知別記1の第4の4	
令和7年度農泊推進型	令和7年度	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知別記4の第9の4	
令和7年度農福連携型	令和7年度	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号農林水産省農村振興局長通知別記5の第9の4	
令和7年度都市農業機能 発揮対策	令和7年度	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知第15の5	

(別紙様式第4号)

事業実施主体名: _____ ○○協議会

年 月 日作成

都道府県名 市町村名	事業採択 年度	取組概要(※1)	取組概要(※1)

(注)※1には、別表に記載の内容から該当するものを転記すること。

1. 評価委員会での評価コメント、目標達成に向けた指導・助言等

--

2. 低調と評価された要因

--

3. 目標達成に向けた方策

--

4. 改善状況

--

事業名		
※1		
地域活性化型	活動計画策定事業	
	農山漁村関わり創出事業	農山漁村体験研修の実施
		情報の発信及び共有
		農村プロデューサー養成講座の実施
農泊推進型	農泊推進事業	
	人材活用事業	
	市町村・中核法人実施型	
	農家民泊経営者等実施型	
農福連携型	農福連携支援事業	農福連携の取組
		地域協議会の設立及び体制整備
	整備事業	
都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域支援事業	

令和●年度 農山漁村振興交付金【※1】
事業実施主体 評価一覧

1. 事業評価の実施

令和●年度に実施された「農山漁村振興交付金【※1】」の事業について、「農山漁村振興交付金【※2】」の第●の●の規定に基づき、評価を行ったので、その結果を公表する。

2. 事業評価結果の総括

令和●年度に交付金事業を実施した●●内の●地区について、取組の実施状況、成果等を総合的に評価した。
その結果、優良と認められる地区が●地区、良好と認められる地区が●地区、総合的に低調と認められる地区が●地区との評価結果となった。
総合的に低調と認められる地区に対しては、重点的な指導、助言等を行う。
また、今年度の評価対象ではないが昨年度に重点指導の対象となっていた●地区について、重点指導の結果を評価した。その結果、来年度も引き続き重点的な指導、助言等を行う地区は●地区であった。

3. 各地区の評価結果

●件(うち●地区は、今年度評価対象ではないが昨年度重点指導となっていた地区)

農政局等	都道府県	市町村	事業実施主体名	事業実施段階								評価	評価コメント
				R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		

(注1) 「事業実施段階」の凡例: ソフト対策 ○…交付対象年度(計画) ●…交付対象年度(実施済) □…目標年度(計画) ■…目標年度(実施済)
ハード対策 ☆…交付対象年度(計画) ★…交付対象年度(実施済) ◇…目標年度(計画) ◆…目標年度(実施済)
重点指導 ▼…重点指導(通知) △…重点指導(結果報告予定) ▲…重点指導(結果報告)

(注2) 「評価」の区分: A…優良 B…良好 C…低調 評価対象外…評価対象外

4. 第三者機関の意見聴取

【※2】の第●の●の規定に基づき、第三者機関である「農山漁村振興交付金(都市農村交流等)評価委員会」を組織し、評価に当たり意見の聴取を行った。評価委員会の委員及び開催概要は以下のとおり。

【評価委員会 委員】

委員長:●●(××大学教授)
委員:●●(××大学教授)、●●(××大学非常勤講師)、●●(××大学教授)、●●(××大学客員教授)

【令和●年度評価委員会の開催概要】

第1回評価委員会
1 日 時 :令和●年●月●日(●) XX:XX~XX:XX 2 場 所 :●● 3 議事概要 ① 令和●年度評価対象地区の評価方法について 本年度の評価方法について、説明を行い了承を得た。 ② 令和●年度評価対象地区の評価及び取組状況について 令和●年度に事業を実施した●地区の、取組概要、評価案及び評価が低調と認められる地区に対する重点指導案に関して説明し、 質疑応答を行った。 また、今年度の評価対象外ではあるが、昨年度に重点指導対象となっていた●地区の、重点指導結果に関して説明し、質疑応答を行った。 4 主な意見
第2回評価委員会
1 日 時 :令和●年●月●日(●) XX:XX~XX:XX 2 場 所 :●● 3 概 要 ・第1回評価委員会における質問への回答及び評価結果案 令和●年度に事業を実施した●地区の評価案等に関して、了承を得た。 また、今年度の評価対象外ではあるが、昨年度に重点指導対象となっていた●地区の重点指導結果に関して、了解を得た。 4 主な意見

(注) 【※1】及び【※2】には、別表に記載の内容からそれぞれ該当するものを転記すること。

事業名	実施要領名
【※ 1】	【※ 2】
（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（地域活性化型）	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 1
（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 4
（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）	
（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 5
（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）	
都市農業機能発揮対策	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2293 号農林水産省農村振興局長通知）